

新型コロナウイルス感染症の医療に当たる教職員に係る手当に関する特例を定める規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(支給の対象)</p> <p>第3条 新型コロナウイルス対応手当は、次の各号に掲げる教職員が、新型コロナウイルス感染症患者等の受入、診療、看護又は検査等（以下「支給対象業務」という。）に従事した場合に支給する。</p> <p>(1) 国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。）第5条第1項各号に掲げる俸給表の適用を受ける教職員</p> <p>(2) 国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程（平成26年達示第56号）の適用を受ける教員</p> <p>(3) 国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則（平成18年達示第21号）に定める特定有期雇用教職員</p> <p>(4) 国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則（平成17年達示第37号）に定める有期雇用教職員</p> <p>(5) 国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則（平成17年達示第38号）に定める時間雇用教職員</p> <p>(後 略)</p>	<p>(支給の対象)</p> <p>第3条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6) <u>国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程（平成16年達示第78号）に定める再雇用職員及び時間再雇用職員</u></p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和2年6月29日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</p>